

「オンライントレード取扱規程」の一部改正について

平成23年1月1日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第2条（本サービスの内容）</p> <p>1. お客様は、本サービスを利用し、<u>金融商品取引、商品デリバティブ取引等</u>の注文等（以下、「取引」といいます。）を行うことができます。</p>	<p>第2条（本サービスの内容）</p> <p>1. お客様は、本サービスを利用し、金融商品の注文等（以下、「取引」といいます。）を行うことができます。</p>
<p>第4条（法令等の遵守）</p> <p>お客様が本サービスを利用される場合は、本規程及びその他規程等のほか、金融商品取引法（以下、「金商法」といいます）等の<u>法令、金融商品取引業協会及び各金融商品取引所（私設取引システムを含むものとします。以下同じ。）の諸規則、並びに商品先物取引法（以下、「商先法」といいます。）等の法令、日本商品先物取引協会、及び各商品取引所の諸規則等</u>（あわせて以下、「法令等」といいます。）を遵守するものとします。</p>	<p>第4条（法令等の遵守）</p> <p>お客様が本サービスを利用される場合は、本規程及びその他規程等のほか、関連法令並びに金融商品取引法（以下、「金商法」といいます）に定める金融商品取引業協会及び各金融商品取引所（私設取引システムを含むものとします。以下同じ。）の諸規則等（あわせて以下、「法令等」といいます。）を遵守するものとします。</p>
<p>第5条（自己責任の原則）</p> <p>お客様は、金融商品取引、<u>商品デリバティブ取引のリスク、本サービスの特殊性、本規程及びその他規程等の内容を十分に理解し、自らの責任と判断において本サービスを利用し、取引を行うものとします。</u></p>	<p>第5条（自己責任の原則）</p> <p>お客様は、金融商品取引のリスク、本サービスの特殊性、本規程及びその他規程等の内容を十分に理解し、自らの責任と判断において本サービスを利用し、取引を行うものとします。</p>
<p>第9条（注文受付時間）</p> <p>お客様が本サービスにおいて取引注文を委託できる時間は、当社が別途定めるものとします。</p>	<p>第9条（利用時間）</p> <p>お客様が本サービスにおいて取引注文を委託できる時間は、当社が別途定めるものとします。</p>
<p>第11条（取扱銘柄）</p> <p>お客様が本サービスにおいて取引注文を委託できる銘柄は、当社が別途定めるものとします。但し、金融商品取引所、<u>各商品取引所等</u>が規制している等の理由により、当該定めは事前の予告なく変更される場合があります。</p>	<p>第11条（取扱銘柄）</p> <p>お客様が本サービスにおいて取引注文を委託できる銘柄は、当社が別途定めるものとします。但し、金融商品取引所等が規制している等の理由により、当該定めは事前の予告なく変更される場合があります。</p>
<p>第19条（注文・約定の照会）</p> <p>お客様は、本サービスを利用して委託された取引注文の内容及び約定内容を本サービスにより照会することができます。但し、当社が各取扱商品において異なる扱いを定めた場合はこの限りではありません。</p>	<p>第19条（注文・約定の照会）</p> <p>お客様は、本サービスを利用して委託された取引注文の内容及び約定内容を本サービスにより照会することができます。</p>

<p><b>第 21 条（システム障害）</b></p> <p>お客様は、システムの障害又は通信回線の混雑等のためにインターネットにより本サービスを利用できない場合は、電話等により取引注文等を受注する場合があります。その場合においては、取引注文方法等について、別途通知するものとします。</p>	<p><b>第 21 条（システム障害）</b></p> <p>お客様は、システムの障害又は通信回線の混雑等のためにインターネットにより本サービスを利用できない場合は、電話により取引注文等を受注する場合があります。<u>その方法等については、別途定めるものとします。</u></p>
<p><b>第 22 条（契約締結時交付書面）</b></p> <p>お客様の取引注文が成立したときには、遅滞なく、契約締結時交付書面をお客様に交付いたします。（「金融商品取引業等に関する内閣府令」、「商品先物取引法施行規則」等に定める電磁的方法による交付を含めます。）</p>	<p><b>第 22 条（契約締結時交付書面）</b></p> <p>お客様の取引注文が成立したときには、<u>金商法第 37 条の 4 の規定に基づき</u>、遅滞なく、契約締結時交付書面をお客様に交付いたします。（「金融商品取引業等に関する内閣府令」に定める電磁的方法による交付を含めます。）</p>
<p><b>第 23 条（取引残高報告書）</b></p> <p>1. 当社は、四半期に 1 回以上、期間内のお取引の内容、お取引後の残高等を記載した取引残高報告書（信用取引口座を開設しているお客様については「取引残高報告書兼信用取引保証金代用有価証券再担保同意明細書」。以下、同じ。）を交付いたします（「金融商品取引業等に関する内閣府令」、「商品先物取引法施行規則」等に定める電磁的方法による交付を含めます。以下本条において同じ。）。お取引がない場合は、1 年に 1 回（信用取引、金商法第 28 条第 8 項 6 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。）又は金商法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第 1 条の 8 の 3 第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）、商品先物取引法第 2 条第 14 項の未決済建玉がある場合には毎月）以上行います。取引残高報告書を交付した後、15 日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載内容すべてについてお客様に承認いただいたものとしますので、取引残高報告書を受領されたときは、速やかにその内容を確認していただくものとします。当社からの報告書や連絡等、お取引内容に関する事項にご不明な点があるときは速やかに当社の内部監査室にご連絡ください。</p> <p>2. 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）、並びに商先法第 2 条第 25 項に規定する特定委託者をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより前項のご報告を行わないことがあります。</p>	<p><b>第23条（取引残高報告書）</b></p> <p>1. 当社は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第98条の規定に基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引の内容、お取引後の残高等を記載した取引残高報告書（信用取引口座を開設しているお客様については「取引残高報告書兼信用取引保証金代用有価証券再担保同意明細書」。以下、同じ。）を交付いたします（「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電磁的方法による交付を含めます。以下本条において同じ。）。お取引がない場合は、1年に1回（信用取引、金商法第28条第8項6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。）又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するものを除く。）の未決済建玉がある場合には毎月）以上行います。取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載内容すべてについてお客様に承認いただいたものとしますので、取引残高報告書を受領されたときは、速やかにその内容を確認していただくものとします。当社からの報告書や連絡等、お取引内容に関する事項にご不明な点があるときは速やかに当社の監査部にご連絡ください。</p> <p>2. 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより前項のご報告を行わないことがあります。</p>

<p>第 36 条（免責）</p> <p>(2) お客様のユーザーID 等が漏えいし、盗用（通信回線及びシステム機器を介したものを含みます。）された場合に生じた損害。但し、「通信回線・システム機器」とは、お客様、プロバイダ、当社、又は金融商品取引所（私設取引システム等を含む）、<u>各商品取引所等</u>のそれぞれのハードウェア、ソフトウェア、又はそれを結ぶ通信回線のすべてを含むものとします（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>第 36 条（免責）</p> <p>(2) お客様のユーザーID 等が漏えいし、盗用（通信回線及びシステム機器を介したものを含みます。）された場合に生じた損害。但し、「通信回線・システム機器」とは、お客様、プロバイダ、当社、又は金融商品取引所（私設取引システム等を含む）のそれぞれのハードウェア、ソフトウェア、又はそれを結ぶ通信回線のすべてを含むものとします（以下、本条において同じ。）。</p>
<p>第 42 条</p> <p>本規程第 24 条及び第 25 条は、商品デリバティブ取引に適用しないものとします。</p>	<p>新設</p>

以上